

2020年6月15日

大学基準協会の法科大学院認証評価における2020年度の学事暦・授業方法等の変更に  
対する取り扱いについて

(2021年度以降に本協会の法科大学院認証評価を申請する法科大学院向け)

公益財団法人 大学基準協会  
法務系専門職大学院認証評価委員会

今般の新型コロナウイルス感染症拡大予防への対応として、各法科大学院においては、2020年度の学事暦・授業方法等の変更を余儀なくされている状況にあり、このような状況のなかでも、各法科大学院では教育の質を維持すべくさまざまな工夫を行いながら教育研究活動を展開していることと存じます。つきましては2021年度以降に本協会の実施する法科大学院認証評価への申請を予定している法科大学院においては、2020年度に学事暦・授業方法等を変更した場合には、以下の点を踏まえてご準備ください。

## 1. 2021年度以降の評価申請の準備について

### (1) 点検・評価報告書への記載について

- ・従来行っている教育方法、成績評価方法、入学者選抜方法について仕組みを記載したうえで、2020年度ではどのように変更したのか、変更する際にどのように工夫したのかを説明してください。
- ・また、2020年度のこうした変更を契機に、その後、仕組みを変えた場合にはそのことも説明してください。

### (2) 資料の保管について

- ・原則として、『法科大学院認証評価ハンドブック』掲載の資料3「実地調査時に提示を求める資料」、資料4「大学基準協会の法科大学院認証評価における実地調査の際の期末試験等の問題及び答案の取扱とその保管について」、資料5「大学基準協会の法科大学院認証評価における実地調査時の資料等の閲覧に関する指針について」に示している評価に際して提出を求める資料や保管する資料の指針は変更せずに、従来と同様の資料提出や資料保管をお願いします。成績評価の方法等は変更したとしても、成績評価に関する資料等は保管するべきであると考えますので、従来の資料提出・資料保管と同様の準備をお願いします。
- ・なお、2020年度に緊急的に変更したものについて、資料保管ができない場合には、点検・評価報告書において、変更点及びその理由について説明してください。

## 2. 本委員会における取り扱い

- ・2020年度の取組み（学事暦・授業方法・成績評価方法・入学者選抜方法等）については点検・評価報告書等の評価資料から事実を確認し、各法科大学院において教育方法や入学者選抜方法についてどのような工夫をしているかに焦点を当てて評価します。なお、(1)に示したように、申請法科大学院からは従来の仕組みを報告していただいたうえで、2020年度取組みについても報告をいただきますので、2020年度取組みのみに焦点を当てることはなく、各法科大学院における工夫に重きを置いて評価します。
- ・ただし、実施方法の変更においては、在籍学生・入学希望学生に対して著しい不利益（例えば、学生に対して在学中にまったく履修できない科目がある、入学試験が行われないなど）が生じていないことが前提となりますので、この点について問題がないかを確認することにします。

以 上